未病改善ヒーロー
ミビョーマン

令和4年5月31日
記者発表資料

神奈川県と味の素株式会社（東京支社）は「未病改善の推進等に関する連携協定」を締結しました

神奈川県と味の素株式会社（東京支社）は、県民の健康寿命の延伸を図り、誰もがいきいきと暮らせる社会の実現に向け、未病対策の推進に相互に連携・協力して取り組むため、協定を締結しました。

1　味の素株式会社について

味の素株式会社は、「おいしく食べて健康づくり」という志のもと、「妥協なき栄養」という栄養アプローチを通して、世界中で増大している食とライフスタイルに起因する健康課題解決に積極的に取り組み、地域社会への貢献活動を行っています。

2　主な連携内容

(1)未病改善全般の普及啓発に関すること

(2)栄養改善普及運動の普及啓発に関すること

(3)その他神奈川県と味の素株式会社が必要と認める事項

（添付資料）

・神奈川県と味の素株式会社との未病改善の推進等に関する連携協定書

・協定に基づく当面の具体的な取組

ME−BYO（未病）とは

「未病」とは、健康と病気を二分論の概念で捉えるのではなく、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものとして捉え、この全ての変化の過程を表す概念です。

神奈川県

未病改善3つの取組

未病改善の基本は「食」「運動」「社会参加」の３つの取組です。
「食」は、毎日の食生活を見直し、健康的な食生活へ改善すること。オーラルフレイル※対策も重要です。
「運動」は、日常生活にスポーツや運動を取り入れること。質の良い睡眠も重要です。
「社会参加」は、ボランティアや趣味の活動等で他者と交流し、社会とのつながりを持つこと。

※ 心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態

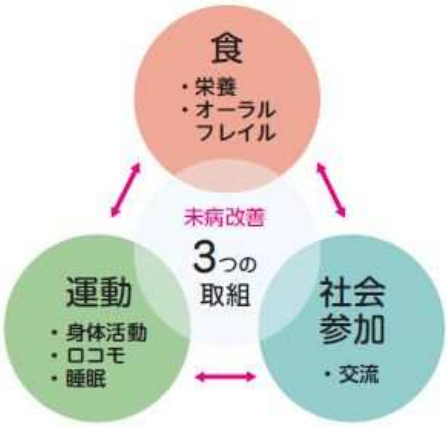

問合せ先

神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課

課長　柾（まさき）　電話 045-210-4770

未病対策グループ　若松（わかまつ）　電話 045-210-4746

別紙

神奈川県と味の素株式会社との未病改善の推進等に関する連携協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と味の素株式会社（以下「乙」という。）の東京支社は、甲が進める未病対策（未病改善の取組）等に関し、その推進のための連携・協力を行うため、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、未病対策を推進することにより、神奈川県民の健康寿命の延伸を図り、誰もがいきいきと暮らせる社会の実現に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

（１）未病改善全般の普及啓発に関すること

（２）栄養改善普及運動の普及啓発に関すること

（３）その他甲及び乙が必要と認める事項

２　前項に定める事項の実施時期、実施方法その他具体的な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

３　甲及び乙は、本条第１項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、情報を交換し、協議を行うものとする。

（守秘義務）

第３条　甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た相手方の秘密情報を、本協定の目的外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

（協定期間）

第４条　本協定の有効期間は、締結日から令和５年３月 31 日までとする。但し、前条の定めは、本協定の有効期間終了後もなお有効とする。

２　前項の協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、甲又は乙のいずれもが書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から１年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第５条　この協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙の一方の申出に基づき、甲乙相互の協議によって行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して何らの通知も要せず、この協定を解除することができる。

（１）相手方が反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求す

る集団又は個人などを含むがこれに限らない）と関係を有し、又は関係を有することとなったとき。

（２）相手方が脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求をしたとき。

（３）相手方により信用を失墜させられ、又は相手方による業務を妨害する行為があったとき。

３　前項の規定により、この協定を解除したものは、この協定が解除されたことにより相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

（疑義等の処理）

第６条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その１通を保有するものとする。

令和４年５月 31 日

甲　神奈川県横浜市中区日本大通１

神奈川県知事　　黒岩　祐治（自署）

乙　東京都港区高輪四丁目 10 番８号
京急第７ビル５階

味の素株式会社
執行理事　東京支社長　寺本　博之（自署）

協定に基づく当面の具体的な取組

1　未病改善の普及啓発に関すること

⇒　公共型未病センターにおける健康支援プログラムの提供

⇒　小・中学生を対象とした食・栄養オンラインセミナー（授業）への協力

⇒　（オリジナル）メニューリーフの制作及び配布

⇒　レシピ動画の制作及び配信

⇒　味の素株式会社川崎事業所内の同社が指定する場所（食堂・売店等）において、神奈川県が発行するリーフレット・チラシ等の設置・配布を通じた、同社従業員等への未病改善の普及啓発

2　栄養改善普及運動の普及啓発に関すること

⇒　栄養改善普及運動（「かながわ健康プラン 21」の目標実現に向けた、事業所給食の喫食者へ栄養・食生活改善活動等の取組）への協力。なお具体的協力内容は、（オリジナル）メニューリーフの神奈川県を通じた神奈川県民への提供を基本とする。

3　その他神奈川県と味の素株式会社の東京支社が必要と認める事項